

ブレイン イージス利用約款

第1条（目的）

1. 本利用約款は、株式会社開通（以下「弊社」といいます。）が提供するクラウド型WMS「ブレイン イージス」（以下「本サービス」といいます。）を、お客様が利用するために共通に適用される諸条件を定めることを目的としています。
2. お客様が本サービスを利用するためには、本利用約款に同意していただく必要があります、お客様が弊社に対して申込の意思表示を行ったときは、お客様は本利用約款に同意したものとみなされるものとします。

第2条（定義）

本利用約款において使用する用語の定義は、次に掲げる各号のとおりとします。

(1)お客様

本サービスの利用を、本利用約款に同意して申込み、弊社がその利用を許諾して本サービスを利用する者

(2)管理者

お客様が本サービスを利用するために必要なIDを管理する者として選定した者

(3)従業員等

お客様の従業員や業務委託先など、お客様がその事業のために本サービスの利用を許諾した者

(4)お客様等

お客様、管理者及び従業員等

(5)個別契約

本利用約款に基づき、弊社とお客様との間に個別に締結される本サービスの利用に関する契約

(6)お客様設備

本サービスの提供を受けるためにお客様等が設置するコンピュータ、電気通信契約、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(7)消費税等

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他お客様が支払いに際して負担すべき公租公課

(8)ID

本サービスの利用に際し、お客様とその他の者を識別するための符号

(9)パスワード

本サービスの利用に際し、IDと組み合わせて、お客様とその他の者を識別するための符号

(10)サービス内データ

IDに関連付ける形で記録・蓄積された本サービスにおける一切の情報

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、お客様がインターネットを介して入庫、在庫及び出庫管理などの業務の補助としてご利用いただく倉庫管理のアプリケーションサービスです。

第4条（成立及び効力発生）

1. お客様と弊社との間の本利用約款に基づく本サービスの利用契約は、お客様が弊社の指定する内容及び形式に従い本サービスの利用に関する申込手続（以下「利用申込」といいます。）を行い、弊社がお客様による本サービスの利用を許諾することにより成立し、当該利用契約の成立後、本サービスを利用するためのアクセスID及びパスワードを弊社が発行した日から有効（以下「本サービス利用開始日」といいます。）となります。
2. お客様は、本サービス利用開始日から1年間は解約することができません。ただし、本サービス利用開始日から1年が経過する日の3か月前までに弊社に対して文書で解約申込を行い、かつ本サービス利用開始日から起算して12か月が経過する日までのシステム利用料の未払い分全額を弊社にお支払いいただいた場合は、中途解約することができます。

3. 利用約款等は、本サービスの申込者及びお客様等のすべてに適用されます。

第5条（利用申込）

利用申込には、以下の項目を記載または登録するものとします。

- (1)お客様の会社名（正式な商号）、代表者役職、代表者氏名、本店所在地、電話番号
- (2)担当者氏名、担当者連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3)ご紹介者氏名、ご紹介者連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (4)オプションご利用の有無 別途お申込みをいただくことにより有料の設定・導入サービス等をご利用いただけます。
- (5)本サービスのユーザー登録人数
- (6)その他弊社が指定する事項

第6条（利用者の限定）

弊社は、お客様が本サービスを利用されるにあたって、管理者用のアクセスIDを1個発行します。本サービスでは、管理者用のアクセスIDから本サービスにログインし、アカウント登録ができます、ただしアカウント登録については弊社にて上限を設定しています。弊社の判断で上限数については変更する場合があります。

第7条（利用資格の一時停止）

お客様等が以下の事由の何れかに該当する場合、弊社はお客様に何ら事前の通知、または催告することなく、本サービスの利用を一時停止することができます。

- (1)利用申込に記載した事項に虚偽の記載、あるいは不記載があることが判明した場合
- (2)第27条第1項各号のいずれかに該当する、もしくは該当することが合理的に疑われる場合
- (3)その他、お客様が本サービスの利用者として不適切と弊社が判断した場合

第8条（利用申込内容の変更）

お客様は、利用申込の記載または登録内容に変更があった場合、速やかに本サービスの管理画面から訂正を行うものとします。

第9条（サービスの提供方法及び環境）

お客様等が本サービスの提供を受けるためのお客様設備は、お客様ご自身の費用と責任で用意されるものとします。

第10条（契約期間）

本サービス契約は、アクセスIDの発行日から有効となり、お客様からの解約申込その他の本サービスの提供終了原因が無い限り、ご利用いただけます。

第11条（システム利用料）

1. お客様は、利用申込の定めにしたが、基本利用料及びこれらに係る消費税等（以下、「システム利用料」といいます。）を弊社に支払うものとします。なお、1か月に満たない基本利用料は日割り計算を行うものとします。
2. システム利用料の金額は、本サービスサイトに記載するものとします。
3. 基本利用料は、お客様と弊社の間で別段の合意がない限り、お客様の本サービス利用開始日から、お客様にお支払いいただきます。
4. お客様から支払われたシステム利用料は、いかなる理由があろうと返還されません。

第12条（システム利用料の支払方法）

お客様は、本サービスのシステム利用料を、当月分を翌月10日支払いにて、当社の定めるところに従いクレジット決済または弊社が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。

なお、支払いに必要な手数料その他費用は、お客様の負担となります。

第13条（遅延利息）

お客様が、本サービスのシステム利用料その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎても履行されない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の当日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスのシステム利用料その他の債務と一括して、弊社が指定する期日までに弊社の指定する方法により支払うものとします。

第14条（サービス内容の変更）

本サービスのサービス内容、料金は予告なく変更される場合があることを、お客様は了承するものとします。これらの変更がある場合は、弊社は原則として、当該変更を実施する日の1ヶ月前までに、弊社が合理的と判断する方法をもって、管理者に通知するものとします。また、本サービスのサービス内容に変更があった場合においても、特段の定めがない限り、本利用約款が適用されます。

第15条（権利の帰属）

本サービスに関する著作権（著作権法第27条、及び第28条に定める権利を含みます）、及びその他一切の権利は、弊社に帰属するものとします。お客様等は、本サービス提供のためのソフトウェア等の複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他本サービスにかかる弊社の知的財産権を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第16条 （弊社の責務）

- 1．弊社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。
- 2．弊社は、お客様のサービス内データ（マスタ関連・設定情報）について、1日に1回の頻度でバックアップして保存するものとします。

第17条（お客様の責務）

1. お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。また、お客様等が本サービスを利用して提供される情報については、お客様の責任で提供されるものであり、弊社はその内容について、いかなる保証も行いません。
2. 弊社は、お客様ご自身が、自らの責任で、本サービス内データについて、バックアップして保存しておくことを推奨します。弊社によるお客様の本サービス内データのバックアップは、あらゆる環境下において、その完全性を保証することができません。

第18条（お客様の禁止事項）

- 1．お客様は、本サービスを利用するにあたり、下記に該当、またはその恐れがある行為をすることはできないものとします。
 - (1)弊社、もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (3)本利用約款等に違反して、お客様等を除く第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)法令、もしくは公序良俗に違反し、弊社、または第三者に不利益を与える行為
- 2．弊社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が上記のいずれかに該当するものであること、またはお客様の提供した情報が上記のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を一時停止し、または上記に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、弊社は、お客様の行為、またはお客様が提供される情報を監視する義務を負うものではありません。

第19条（秘密保持）

- 1．お客様及び弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上、技術上、またはその他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報（以下「秘密情報」といいます。なお、本サービスのシステムの仕様、マニュアル、操作画面は秘密指定の有無にかかわらず秘密情報に該当するものとします。）を第三者に開示、または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合、及び次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。また、秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があった場合、資料等をすみやかに返還、もしくは削除するものとします。本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

(1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5)本条に定める機密情報である旨の表示がなされず提供された情報

- 2．お客様が前項に違反して弊社の秘密情報を第三者に開示、漏えいした場合、お客様は直ちに弊社に生じた損害（合理的な弁護士費用、逸失利益を含むがそれに限られない）の一切を賠償するものとします。

第20条 （解約後の措置）

弊社は、契約終了日まで、お客様による本サービス内データの閲覧、並びにダウンロードを可能としますが、それ以後は全データを削除します。

第21条 （個人情報の取扱い）

お客様及び弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同じ。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示、または漏洩しないものとし、個人情報の保護に関連する法令を遵守するものとします。本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第22条（損害賠償）

利用約款等に関して、弊社がお客様等に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の故意または重大な過失により、お客様等に現実発生した通常損害に限定され、かつ、損害賠償額は以下に定める額を超えないものとします。

- (1) 当該事由が発生した日が属する月から起算して、過去1ヶ月に発生したお客様の本サービスに係る基本利用料

第23条 （権利義務譲渡の禁止）

お客様は、利用契約上の地位、利用契約等に基づく権利、義務の全部、または一部を他に譲渡することはできません。

第24条 （再委託）

弊社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部、または一部を弊社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、弊社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、本利用約款に定める「秘密情報の取扱い」及び「個人情報の取扱い」のほか当該再委託業務遂行について、利用契約等所定の弊社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第25条（サービス内データの利用）

弊社は、統計を取るために、お客様の本サービス内データを利用することができるものとします。その場合は、弊社は統計からお客様が特定されないようにしなければならないものとします。

弊社が取り扱うサービスの利用において、お客様がデータベースに登録された個人情報の取り扱いについて

- (1) 弊社が取り扱うサービスで提供するサーバにお客様が運用する個人情報が含まれる場合があります。この個人情報は、弊社で保有している個人情報ではないため、開示対象個人情報ではありません。開示等の請求や苦情等は、これらの個人情報を保有しているお客様にて対応願います。
- (2) 弊社はこれらの情報を弊社が定める情報システム管理規程に従って適切に管理し、サーバ内のお客様が運用する個人情報が含まれるファイルやデータ等を、サーバ設備の故障または停止等の復旧に対応するためにバックアップやコピー、削除等の操作を行うことはあっても、弊社が当該個人情報を利用すること並びに第三者へ提供することはありません。

第26条（お客様による解約）

- 1．第4条第2項に定めるとおり、お客様は、本サービス利用開始日から1年間は解約することができません。ただし、本サービス利用開始日から1年が経過する日の3か月前までに弊社に対して文書で解約申込を行い、かつ本サービス利用開始日から起算して12か月が経過する日までのシステム利用料の未払い分全額を弊社にお支払いいただいた場合は、中途解約することができます。
- 2．お客様は、本サービス利用開始日から1年を経過したのちは、解約を希望する月の6ヶ月前までに、弊社に対して文書で解約申込みを行うことで、本サービスの利用を解約することができます。

第27条（契約の解除）

- 1．お客様が下記各号の一に該当する場合、弊社は通知、催告、及び何らの補償なく本サービス契約を解除しこれを終了させることができます。

(1)本利用約款の何れかの条項に違反した場合

- (2)利用申込に記載された事項に虚偽があった場合
- (3)不正の目的をもって本サービスを利用した場合
- (4)お客様が弊社、または第三者の権利・名誉・信用を毀損するような行為を行った場合、法令に違反する行為を行った場合、その他公序良俗に違反する行為を行った場合
- (5)差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生手続、会社更生の手立てがなされた場合
- (6)手形の不渡り、銀行取引停止処分その他これと合理的に判断して同視し得る財務状態になった場合
- (7)本契約書第28条第1項の表明が事実と反することが判明した場合
- (8)本契約書第28条第1項の保証に反して、同項各号のいずれかに該当した場合
- (9)第28条第2項の保証に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合
- (10)その他、お客様が本サービスを利用することが不適切と弊社が判断した場合

- 2．前項に該当する場合、お客様は本サービス契約に関する一切の期限の利益を喪失するものとします。

第28条(反社会的勢力の排除)

- 1．お客様及び弊社は、自己（法人の場合は役職員を含む）または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）。
 - (2)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5)暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2．お客様及び弊社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為。

- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- (5)その他前各号に準ずる行為。

第29条（本サービスの停止）

- 1．弊社は、本システムを原則として24時間、毎日運用し、善良なる管理者の注意を以て作業にあたるものとします。ただし、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1)弊社の本サービス提供用のシステム設備及び付帯設備の保守修繕、または工事上やむを得ない場合
 - (2)電気通信事業者の都合により、弊社が当該電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線設備の使用が不能な場合
 - (3)天災地変、戦争、テロ活動等の破壊活動その他の非常事態により本サービスの提供が困難な場合
 - (4)災害、停電その他弊社がコントロールできない事由、その他弊社の事情によらない事由により本サービスの提供が困難な場合
- 2．弊社は、前項に基づき本サービスの提供を停止する場合、お客様に対し事前にその旨、理由及び期間を通知するものとします。ただし、緊急及びやむを得ないときは、この限りではありません。
- 弊社は、本条に定める本サービスの停止により、お客様が損害を被った場合でも責任を負わないものとします。

第30条（本サービスの廃止）

弊社は、お客様に1ヶ月前までに通知することにより、本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。弊社は、本条に定める本サービスの廃止により、お客様が損害を被った場合でも責任を負わないものとします。

第31条（免責事項）

- 1．弊社は、お客様が本サービスを利用する際に、コンピュータウイルス等の有害なプログラム等による損害を受けないことを保証しないものとします。
- 2．弊社は、本サービスに一切の不具合がなく、またはエラーが生じないことを保証しないものとします。
- 3．弊社は、本サービスが、いかなる環境下でも利用可能であること、いかなる環境下でもお客様のサービス内データが記録されることを保証しないものとします。

第32条（約款の変更）

弊社は、本利用約款をいつでも変更、追加、削除することができるものとします。この場合、弊社が合理的と判断する方法により管理者に通知します。本利用約款に変更がなされたことが通知された後に、お客様が本サービスの利用を継続した場合、お客様は本利用約款の変更を承諾したものとみなします。

第33条（オプション等）

- 1．弊社は、お客様が本サービスを利用するにあたって、オプションとして本サービスに必要な機器の販売、レンタル及び設定導入支援のコンサルティングサービス等を有償オプションとして提供いたします。この場合、お客様は弊社所定の方法によりオプションサービスに申し込むものとします。
- 2．本サービスをご利用期間中、弊社がお客様から電子メールで問い合わせを受けた場合、弊社営業時間内に、メール等で本サービスの基本的な利用方法について説明します（以下「基本サポート」といいます。）。基本サポートは原則として第11条に定める基本利用料に含まれますが、何らかの理由により別途費用を要する場合は、有償オプションとしてサポートを提供するものとします。

第34条（個別契約）

弊社は、お客様への本サービスの提供に、個別契約が必要と判断した場合は、お客様の同意を得て、本利用約款とは別に、お客様と個別契約を締結することができます。当該個別契約が本利用約款と異なる定めをしている場合は、個別契約が優先して適用されるものとします。

第35条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定します。

第37条（準拠法）

本利用約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第38条（裁判管轄）

当事者双方の協議によって解決できない場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（協議事項）

本利用約款に関して疑義または紛争が生じた事項については、当事者双方が誠意をもって協議の上解決するものとします。

株式会社関通
2025年7月1日制定
2025年8月8日改定